INFORMATION

No. 2112-33

診療報酬点数(検査実施料)に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和3年12月10日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発 1210第 1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、下記 の通りご案内いたします。

何卒宜しくご了承のほどお願い申し上げます。

盐	目	
ᄬᄉ	ᆽ	



■保険収載内容の一部変更(検査実施料の変更)

松木花 口	変更後		現行
検査項目	検査実施料(保険点数)		検査実施料
SARS-CoV-2核酸検出	(検査委託)**	1350点	1800点
SARS-OUV-Z权政换山	(検査委託以外)	700点	1350点
SARS-CoV-2抗原検出	(定性)	300点	600点
SARS-OOV-Z打I床换山	(定量)	560点	600点
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス 抗原同時検出	(定性)	420点	600点

- ※SARS-CoV-2 核酸検出(検査委託)については感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、2022年4月1日に再度見直しを行い、**700点**となる予定です。
- 詳細内容につきましては裏面をご参照ください。

■適用日

2021年12月31日(金) から適用

株式会社 武蔵臨床検査所

■詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	「診療報酬の算定方法一部改正に伴う実施上留意事項ついて」
SARS- CoV-2 核酸検出	(検査委託) :1350点 (450点 ×3回分) (検査委託 以外): 700点 (350点 ×2回分)	微生物学 的検査 判断料 (150点)	「D023」 微生物 核酸同定を の「14」 または「9」	[DO23 (17)を次のように改める。] (17)SARS-CoV-2核酸検出 —本文中の該当箇所— 採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数3回分(1350点)を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「9」HCV核酸検出の所定点数2回分(700点)を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
SARS- CoV-2 抗原検出 (定性)	300点 (150点 ×2回分)	免疫学 的検 判 (144点)	的検査	[DO12 (22)を次のように改める。] (22)SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出(定性・定量) ● SARS-CoV-2抗原検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数2回分(300点)を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数を3に1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、SARS-CoV-2抗原検出(定性)を実施した場合、SARS-CoV-2抗原検出(定性)でできる、SARS-CoV-2抗原検出(定性)でできる、SARS-CoV-2抗原検出(定性)については、別に算定できない。
SARS- CoV-2 抗原検出 (定量)	560点 (280点 ×2回分)	免疫学查 判(144点)	「D012」 感染疫 免検 の「46」	● SARS-CoV-2抗原検出(定量)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)又は電気化学発光免疫測定法(定量)によるSARS-CoV-2抗原検出(定量)を行った場合に限り、「46」HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)の所定点数2回分(560点)を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、SARS-CoV-2抗原検出(定性)については、別に算定できない。
SARS- CoV-2・ インンル ウ 抗時 同 に 定性)	420点 (210点 ×2回分)	免疫学 的検 判断料 (144点)	感染症 免疫学 的検査 の[39]	[DO12(50)を次のように改める。] (50) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分(420点)を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2抗原検出(定性)及びSARS-CoV-2抗原検出(定性)